

=====公布された規則のあらまし=====

現業職員就業規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職員の育児部分休業について定めた規定中、当該育児部分休業の根拠となる法の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年8月1日とする。